

町田市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制確認検査実施要領

第1 目的

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第51条の32第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の39第1項の規定に基づき、町田市が指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）についての基本的な事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第2 検査の対象

この要領で定める検査の対象は、支援法第51条の31第2項及び児童福祉法第24条の38第2項の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た相談支援事業者とする。

第3 検査の種類

- 1 検査は、「一般検査」と「特別検査」とする。
- 2 一般検査は、届出のあった業務管理体制の整備及び運用状況を確認するために、支援法第10条第1項及び児童福祉法第24条の34第1項の規定に基づき市が実施する実地指導を行う年に、書面の提出にて行うことを基本とする。
- 3 特別検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に本部等に立ち入って実施するものとする。
 - (1) 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
 - (2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき。
 - (3) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

第4 検査事項

1 一般検査の実施に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「支援法施行規則」という。）第34条の6-1及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の2-6の8に定める次の各号に掲げる事項が適切に整備・実施されているかを確認するものとする。

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（指定を受けている事業所の数が20以上の相談支援事業者に限る。）。

(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（指定を受けている事業所の数が100以上の相談支援事業者に限る。）。

2 特別検査の実施に当たっては、第3第3項各号に関する相談支援事業者の組織的関与の有無についても確認するものとする。

第5 通知の方法

検査を実施するときは、原則として相談支援事業者に対して、あらかじめ書面で通知する。ただし、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、立入時に速やかに告知することにより、事前通知を行わないことができる。

第6 検査結果の通知

市長は、検査の結果、第8第1項に定める行政上の措置には至らない改善を要すると認められた事項については、文書によってその旨の通知を行うものとする。

第7 報告書の提出

相談支援事業者に対して、第6の文書で通知した事項について、当該事項の改善の状況等を、期限を付して、文書により報告を求めるものとする。

第8 相談支援事業者に対する勧告等

1 市長は、相談支援事業者が支援法施行規則第34条の6-1及び児童福祉法施行規則第25条の2-6の8で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた相談支援事業者は、同項の規定により定められた期限内に必要な措置を行い、その旨を文書で市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた相談支援事業者が、同項の規定により定められた期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第9 行政処分所管部署への通知

第8第1項の規定による勧告を受けた相談支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、行政処分所管部署へ通知する。

第10 関係機関との連携

必要に応じて、関係機関の協力を求めるなど、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2017年4月1日から施行する